

条例第8条第2項の規定による公表内容

実施機関名（担当部課）	伊予市長（教育委員会 社会教育課）	
政策等の案の名称	伊予市公民館設置条例の全部を改正する条例（案）	
政策等の趣旨・目的 作成経緯	<p>平成22年度より中山地域に常勤の地区館長を1名置くことにより、現在ある佐礼谷・中山・野中・永木地区公民館を一本化し、中山地区公民館として公民館を推進する予定である。また、双海地域では、すでに常勤の地区館長を1名配置し、上灘・下灘両地区館長を兼務していることから、現在ある上灘・下灘地区公民館を中山地域と同様に一本化し、双海地区公民館として公民館活動を推進するものである。</p> <p>なお、今日まで実施してきた中山・双海両地区での各々の地区公民館の活動については、公民館館則等で支館制度を取り入れ、当分の間現状の活動を維持するものである。</p>	
No.	市民等からの意見（概要）	実施機関の考え方及び修正した場合の内容
1	ご意見はありませんでした。	
2		
3		